

第 91 回静岡市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 15 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 2 場 所 静岡庁舎 新館 9 階 特別会議室
- 3 出席者 (委員) 荻野淳会長、加藤将和委員、石黒鮎子委員、鍋田さつき委員、
片山幸久委員、坂井美文委員、新庄剛和委員
(事務局) 建築指導課 増田主幹兼管理係長、井関主査、原主事
(処分庁) 建築指導課 浅場参与兼課長、本間指導係長、稲葉副主幹
- 4 欠席者 0 人
- 5 傍聴人 2 人

6 議題等

(1) 議案審議

議案第 1 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可 1 件

(2) 報告事項 (包括許可基準に基づく許可)

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による包括許可 2 件

7 進行記録

(建築指導課 増田主幹兼管理係長進行)

- ・本会議が建築審査会条例第 8 条の規定により公開となっていることを報告

(ここから荻野会長が会議進行)

- ・ 7 人の委員の出席があり審査会会議が成立していることを報告
- ・【議案第 1 号】の審議に入る前に、会議録の署名を鍋田委員と片山委員に依頼
《会議録の署名について、鍋田委員と片山委員が了承》

- ・[本間係長] が【議案第 1 号】について説明

申請場所	申請者	用途
葵区	法人	自転車駐車場

(【議案第 1 号】に関する質疑応答)

- ・[加藤委員] が質問

元々、自転車を停める用のラックがあると思うのですが、その時には許可はとってあるのですか。

- ・[本間係長] が回答

平置きのラックの部分のみだと建築物ではなく、建築基準法にも該当しないため、特に許可はありません。

- ・[加藤委員] が質問
屋根を付けるということで許可が必要になるということで良いですか。
- ・[本間係長] が回答
はい。
- ・[加藤委員] が返答
わかりました。
- ・[荻野会長] が質問
その他質問ありますか。
- ・[新庄委員] が質問
理由書の中で、歩行空間の確保について警察と協議をしていたとのことでしたが、幅などの条件はありましたか。
- ・[本間係長] が回答
今回は追加で審査するようなことはなく、ラックが既に設置されていることや、目の前に交番があり、警察の方も状況をよく理解されていたことで、交通形態は変わることはないとして、今までの実績を元に屋根がついても支障がないと判断されました。
- ・[新庄委員] が質問
9 ページの平面図を見ると、自転車を停めるスペースの北側に白線とありますが、これは歩行空間を確保するためのものですか。
- ・[本間係長] が回答
16 ページの写真を見るとわかりやすいのですが、自転車を停めるスペースと歩行空間を分けるために白線を用いました。今回設置する屋根については、駐輪スペースいっぱいではなく、最小限にしてあるため、間違いなく屋根の位置は白線よりも内側になります。
- ・[新庄委員] が質問
わかりました。分離するための意味も含めて白線が元々あったということですね。
- ・[本間係長] が回答
はい。
- ・[新庄委員] が質問
工事中はこのステーションが使えないと思うのですが、その期間はどうしますか。他の場所にスペースが設けられ、通行上支障が出ると困ると思うのですがどうですか。
- ・[本間係長] が回答
今回のステーションには 29 台の自転車が停められるのですが、北口広場内にもう 1 か所 29 台停められるステーションがあるため、北口広場から全部のステーションがなくなることはありません。工事中はそちらを利用しながらやりくりすると思われれます。
- ・[新庄委員] が質問
工事中はそちらを活用して凌いでいくということで良いですか。
- ・[本間係長] が回答
はい。
- ・[新庄委員] が質問
わかりました。サイクルポートの高さについてですが、雨を凌ぐと考えると高すぎると思いますが大丈夫なのですか。
- ・[本間係長] が回答

許可をする審査上では、細かい使い勝手までは踏み込んでいません。

・[新庄委員] が質問

そこについては設計者の方で考えているということで理解して良いですか。

・[本間係長] が回答

はい。

・[新庄委員] が質問

この場所で自転車を借りたときに、そのまま乗車して走って行ってしまいます。駅ビルのパルシェの前はバス停などもあり、人が大勢いるため、そもそも自転車が走って良い場所なのか気になったのですが、その点については大丈夫なのですか。

・[本間係長] が回答

駅前広場の空間は、自転車に乗って走ってはいけない空間になっており、駐輪場へは自転車を押して入っていただく形になります。広場の床面にも「自転車に乗らないでください」という表示もされており、注意喚起はされている状況です。交番も近くにあるため、危険な時には警察の方も対応してくれると思われれます。また、その点を含めて道路管理者と警察と協議済みです。

・[新庄委員] が返答

私もたまに利用するのですが、自転車が真横を通っていくと危ない感じがするので、その点は警察からも指導があると思うのですが、安全上のことを市の方からも徹底してあげてほしいと思いました。

・[鍋田委員] が質問

今回屋根を作るのにあたり、ソーラーパネルを載せるということで、それによって電動自転車の充電を賄い、余った電力でLEDパネルに広告などを出すと思うのですが、今まで、自転車の充電は電気で賄っていたのですか。

・[本間係長] が回答

今回の屋根の発電だけで全部の自転車の充電を賄うのは難しい部分があるのですが、計画の中ではソーラーパネルの出力が3.7kW、蓄電池の蓄電量が13.5kWhのものを扱い、1日で自転車9台を0から最大まで充電させることができます。また、LEDパネルには広告を表示して収入源にするのではなく、主に発電量等の表示で、災害時には災害情報などを表示することができるものとなります。

・[鍋田委員] が質問

そこは公共と連携させているということですね。このように電気を作って賄うという方法をこれから増やしていくのですか。

・[本間係長] が回答

今回、パルクルの屋根がついていない場所であり、利用頻度が高いことや、駅前広場という空間を利用して設置しているため、今後同じような事情があれば可能性はあると思います。

・[鍋田委員] が質問

今回は実験的な感じということなのですか。

・[本間係長] が回答

今のところ聞いているのはこの場所だけです。ただ、ここで最初で最後とは聞いていないので似たような場所で同様に行くことはあると思います。

・[鍋田委員] が質問

ありがとうございます。ソーラーパネルを載せて蓄電池を設置するとなると設備投資がかかると思うのですが、それに対していくら賄って10年後に壊れた時にもう一度やり直していくというような計画があるのですか。

・[本間係長] が回答

市の交通政策課と申請者で協定を結んで行っているのですが、工事費に関しては申請者の方で負担されています。そこでいつ頃お金が支払われて、どのぐらいで交換していくかまでは確認できていないのですが、事業をいつまで続けるのかといったことも含め、全体の計画の中で、収支や公益性、公共への還元などのバランスを見ながら行っていくと思います。

・[鍋田委員] が質問

公益への還元もされているということですね。

・[本間係長] が回答

はい。単純に利益を求めるような形ではないです。

・[鍋田委員] が質問

静岡駅は、人の動線は地下を主に考えられていて、地上は交通の便を考えて造られていると思います。まちづくりの面において、駅前広場は静岡駅の顔となる場所だと思いますが、その場所に、この大きさの駐輪場を建てるということは、動線も含め、美観上のことは意識されているのですか。

・[本間係長] が回答

元々、この駐輪場の位置づけとして、一般の通勤通学として使う自転車の駐輪場と公共交通機関としての自転車の駐輪場を包含するという意味を持ちます。歩行者は静岡駅から地下に入っていくことが多いため、顔となる広場を見ずに行ってしまいますが、近距離へアクセスするには自転車を利用することで結果的に、駅前広場を通じて目的地にたどり着くことができます。ただ、最初から駅前広場の設計に入っていたわけではなく、後から追加したものになり、安全面や通行への支障を考えた設計であるため、駅の顔としての全体の設計の一部という言い過ぎになりますが、他の公共交通機関と同じような駅前を利用する交通手段の一つとして考えています。

・[鍋田委員] が質問

静岡市の景観を考える上で、今回考慮した部分はありますか。また、市の中で担当部署などはありますか。

・[本間係長] が回答

景観の面についてですが、駅前広場の建築物には白く塗装された鉄骨とガラスの屋根を組み合わせたものが多くあり、今回の建築物も統一するように考えています。

・[浅場参与兼課長] が追加で回答

本市では建築総務課という部署で静岡市景観計画を所管しており、規模に応じた届け出の提出などで推進を図っております。また、パルクスは、シェアサイクルを推進し、カーボンニュートラルへ向けた市の取り組みをアピールするという意味も込められ、放置自転車をなくすといった景観への取り組みの一つの事業だと考えております。

・[鍋田委員] が質問

いくつか場所の候補があったのですか。

・[浅場参与兼課長] が回答

駅前広場では、歩行空間の確保も含め、ここが適地であったのだと思います。

・[鍋田委員] が返答

ありがとうございます。

・[片山委員] が質問

パルクルは利用されている方も多くこれからも設置を進めていただきたいと思います。また、屋根を付ける件についても、利便性は高まると思います。ただ、現在の駐輪場は屋根がないためあまり目立たないものとなっていますが、屋根を付けることでかなり目立つものになると思いますので、色合いなど意匠的な面も含め、設置時の全体の状況を教えていただきたいです。例えばですが、16ページの写真3の喫煙場所の壁の高さよりも高いものとなりますか。

・[本間係長] が回答

設置の規模としては、右下の写真のイメージになります。屋根は写真内の照明ポールよりも20cmほど高い位置になります。先ほど高さについて質問があったのですが、このポールを躲すように高さを設定しています。色は白を基調として考えており、駅前広場のシェルターなどと統一するように考えています。

・[片山委員] が質問

隣の車寄せのイメージで良いですか。

・[本間係長] が回答

はい。また今回の屋根はガラスとガラスの間に太陽光発電のフィルムを挟むもので計画しています。これは高輪ゲートウェイ駅や藤沢市役所庁舎などにも使われているもので、景観上も配慮されたデザインになっています。

・[片山委員] が返答

分かりました。是非今後も設置を進めていただきたいと思います。

・[石黒委員] が質問

写真を見ると屋根の高さが高く、長さが短いと思います。これでは、自転車に乗る際に濡れてしまうのではないかと思うのですがどうですか。

・[本間係長] が回答

長さは自転車が隠れるように設計されていますが、白線部分まで伸ばすといったことも考えられます。今回の敷地が道路内ということもあり、最低限の大ききで申請されていますが、申請者や設計者の意図もあるのだと思います。

・[石黒委員] が質問

それはわかるのですが、資金をかけたり、審議をして許可をとる中で、利便性を意識した方がいいのではないかと思います。高さが3m、幅が2mしかないのであれば、台風などの横風がある日などには、意味がなくなってしまうませんか。

・[本間係長] が返答

正直、我々としても申請された設計に対して思うこともありますが、法的な部分での許可の審査のみとさせていただきます。

・[石黒委員] が返答

わかりました。

・[荻野会長] が質問

その他質問ありますか。

- ・[浅場参与兼課長] が返答

補足で説明させていただきます。先ほど、新庄委員から質問があった工事中の対応についてですが、本間の方から説明があった通り、運用は近くのスーションで賄い、この場所の使用は一時中止することとなります。

- ・[荻野会長] が質問

その他質問ありますか。

私の方から、参考までに教えていただきたいのですが、シェアサイクルの利用率や今後も拡大していく可能性があるのかなどをわかる範囲で教えていただきたいです。

- ・[本間係長] が回答

静岡市内に約 200 か所のスーションがあり、それぞれの場所にラックが数個ずつ置かれているのですが、その総数が 1435 個となります。また、稼働している自転車の数が 600 台となります。利用率までは確認できていないのですが、スーションや自転車の台数が増加していることから、稼働数も伸びてきていると考えられます。

- ・[荻野会長] が返答

ありがとうございます。

(この他質問等がなく議案第 1 号の採決へ)

- ・[荻野会長]

それでは議案第 1 号「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。

(異議がなく議案第 2 号の採決へ)

- ・[荻野会長]

全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第 1 号を原案のとおり承認します。続いて、次第 2 の (2)「包括許可基準に基づく許可に係る建築計画の報告」です。令和 5 年 5 月 16 日から令和 5 年 7 月 20 日までの期間における包括許可に関するものです。処分庁より報告をお願いします。

- ・[稲葉副主幹] が説明

【資料により包括許可について (2 件) について説明】

- ・[荻野会長]

只今の報告について、何かご質問ありますか。

【特に質問なし】

- ・[荻野会長]

以上をもちまして第 91 回静岡市建築審査会会議を終了します。

會議錄署名人

會長

委員

委員